

柏市障害者交通費助成制度のご案内

～障害者施設に通所しているかたに、交通費の一部を助成します～

1 対象者及び施設

対象者(生活保護受給者は対象外です)	対象施設
① 柏市内に在住し、住民基本台帳に登録されているかた(市内のグループホームや知的障害者生活ホームに 他の自治体の決定により入居されているかた で、決定を行った自治体から同趣旨の助成を受けている場合を除きます。)	ア 生活介護施設 イ 自立訓練施設 ウ 就労移行支援施設 エ 就労継続支援(A, B型)施設 (通勤手当が支給されている場合は対象外)
② 柏市外のグループホームや知的障害者生活ホームに柏市の決定により入居されているかた。	オ 地域活動支援センター(高校生までのかたで放課後等デイサービスの代わりに利用している場合等は除きます)

2 対象となる通所手段及び助成額

通所手段	助成額															
① 公共交通機関等(電車, バス, タクシー, 福祉有償運送)	<p>◆ 月毎にかかった費用の2分の1の額で5,000円が限度です。</p> <p>◆ 電車, バスは定期券, ICカードのチャージ(IC運賃), 切符購入, 回数券等などの支払い方法でも助成対象です。その場合, 電車は6か月定期, バスは3か月定期の金額と比較して, いずれか安い方の金額で助成額を計算します。</p> <p>※ IC運賃や切符購入など1回ごとの運賃で計算する場合は, IC運賃と切符のいずれか安い金額で助成額を計算します。</p>															
<p>② 自家用自動車(オートバイ含む), 原動機付自転車</p> <p>※自動車燃料費助成の決定を受けている場合を除く。</p> <p>※自家用自動車や原動機付自転車は本人又は家族が所有するもの。</p> <p>※オートバイ, 原動機付自転車は通所者本人が運転する場合のみ。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>距離</th> <th>自動車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4キロ未満</td> <td>日額 100円 (月 2,000円まで)</td> <td>日額 25円 (月 500円まで)</td> </tr> <tr> <td>4キロ以上 6キロ未満</td> <td>日額 150円 (月 3,000円まで)</td> <td>日額 38円 (月 750円まで)</td> </tr> <tr> <td>6キロ以上 8キロ未満</td> <td>日額 200円 (月 4,000円まで)</td> <td>日額 50円 (月 1,000円まで)</td> </tr> <tr> <td>8キロ以上</td> <td>日額 250円 (月 5,000円まで)</td> <td>日額 63円 (月 1,250円まで)</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆ 自宅と通所先施設の間の全ての区間を利用する場合に限ります。</p> <p>◆ 上表を元に月ごとの通所日数に応じて助成額を計算します。</p>	距離	自動車	原付	4キロ未満	日額 100円 (月 2,000円まで)	日額 25円 (月 500円まで)	4キロ以上 6キロ未満	日額 150円 (月 3,000円まで)	日額 38円 (月 750円まで)	6キロ以上 8キロ未満	日額 200円 (月 4,000円まで)	日額 50円 (月 1,000円まで)	8キロ以上	日額 250円 (月 5,000円まで)	日額 63円 (月 1,250円まで)
距離	自動車	原付														
4キロ未満	日額 100円 (月 2,000円まで)	日額 25円 (月 500円まで)														
4キロ以上 6キロ未満	日額 150円 (月 3,000円まで)	日額 38円 (月 750円まで)														
6キロ以上 8キロ未満	日額 200円 (月 4,000円まで)	日額 50円 (月 1,000円まで)														
8キロ以上	日額 250円 (月 5,000円まで)	日額 63円 (月 1,250円まで)														

3 手続きの流れ

通所にあたって実際に費用がかかっているかたは、登録申請が必要です。

登録申請

障害福祉課に登録申請して下さい。

【申請に必要なもの】

- ①銀行の通帳
- ②運転者の免許証
- ③自動車検査証、標識交付証明書など
所有を証明できる書類

自動車、オートバイ、原動機
付自転車を通所するかた

※通所施設や口座、交通手段に変更があった場合は、変更の届出をして下さい。

徒歩、自転車、施設の送迎で通
所し、費用がかかっていない場
合は、登録の必要はありません。

登録決定通知

障害福祉課から登録申請したかたに登録決定通知が送付されます。

支給申請書送付

登録したかたに対して、6か月ごとに交通費助成申請書を送付します。

上期：4、5、6、7、8、9月分⇒9月中旬頃申請書を送付

下期：10、11、12、1、2、3月分⇒3月中旬頃申請書を送付

支給申請

障害福祉課に支給申請して下さい。

助成申請書にある「通所状況証明」に、施設から月ごとの通所日数(実際に交通
費がかかった日数)の証明を受けて下さい。

【助成申請書に添付するもの】

- ①定期券の写しまたは購入時の領収書
- ②その他通所経費がわかるもの

電車、バス、タクシー、福祉有償
運送で通所するかた

※就労継続支援A型の利用者以外のかたは、定期券の写しや購入時の領収書の添
付がある場合は、通所状況証明を省略できます。

定期券は、購入した時点でコピ
ーをとっておいて下さい。

交通費の支給

申請から1か月程度で、障害福祉課から登録された口座に交通費が振り込みされ
ます。

【申請・お問い合わせ先】

柏市役所障害福祉課 〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号

電話 04-7167-1136 ファックス 04-7167-0294